

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 岡山県立森林公園の開園日

【公告】

○ 一般競争入札の実施

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○ 土地改良区清算人の就職届

○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定

の申請

○ 公共測量の実施

○ 公共測量の終了

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

の完了

○ ”

○ ”

○ ”

○ ”

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の

完了

【公安委員会】

○ 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正

林政課

デジタル推進課

経営支援課

耕地課

農村振興課

農地

”

”

”

”

”

”

”

”

”

”

”

”

”

”

する規則

目次

（県例規集登載）

担当課（室）

◎岡山県告示第二百三十四号

岡山県立森林公園条例施行規則（昭和五十年岡山県規則第四十六号）第三条第一項の規定により、岡山県立森林公園の令和五年の開園日を同年四月十五日とする。
令和五年四月十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

〔一七六〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。なお、この入札は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十の二の規定による総合評価一般競争入札方式により落札者を決定する。
令和五年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 大

1 調達内容

- 1 調達件名
令和5年度統合認証アップデータ管理システム構築及び運用保守業務
- 2 調達業務の特質等
入札説明書及び令和5年度統合認証アップデータ管理システム構築及び運用保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- 3 契約期間
令和5年10月1日から令和10年9月30日まで
- 4 履行場所
岡山県総務部デジタル推進課の指定する場所
- 5 入札方法
総合評価一般競争入札により実施する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 入札書の提出の日までに、令和5年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和5年岡山県告示第36号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 賃貸借する物品について、第三者から県に貸付けを行わせようとする者にあつては、当該第三者が岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に登録されており、当該名簿の営業種目が、「大分類：9 その他、小分類：12 レンタル・リース類」であり、そのランクが「A」である者をあらかじめ選定しておくこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格確認申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者は、次に掲げるところにより、競争入札参

令和5年4月11日 岡山県公報 第12488号

加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書の交付等

ア 交付期間

令和5年4月11日(火)から同月20日(木)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課システム管理班

電話 (086) 226-7266 (直通)

FAX (086) 235-9737

電子メールアドレス togoninsho@pref.okayama.lg.jp

また、岡山県総務部デジタル推進課のホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>)からダウンロードすることもできる。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付等

ア 受付期間

令和5年4月11日(火)から同月20日(木)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

(1) イの場所に同じ。

ウ 提出書類

(ア) 入札参加資格確認申請書

(イ) 賃貸借する物品について2(6)に定める第三者による貸付けを行わせようとする場合にあつては、令和5年度統合認証アップデート管理システムの賃貸借について入札説明書に定める書類

エ 提出方法

持参又は書留郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(3) 結果通知等

2(1)、(2)及び(6)の競争入札参加資格について審査し、適合又は不適合であった旨を通知する。また、2(3)から(5)まで及び(7)の競争入札参加資格については、5(4)の提案者説明会の終了後に審査し、不適合と認められた者に対しては、その旨を通知する。なお、競争入札参加資格が不適合と認められた者は、県に対して、その理由について説明を求めることができる。

4 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和5年4月11日(火)から同月20日(木)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3(1)イの場所に同じ。ただし、交付場所に赴くことが困難な者については、郵送等での交付を行う。この場合は、個別に上記3(1)イの場所に電話又は電子メールで連絡を行うこと。また、入札説明書については岡山県総務部デジタル推進課のホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>)からダウンロードすることもできる。

(2) 入札説明会
開催しない。

5 入札及び開札等

この一般競争入札に参加する者は、入札書及び提案書等を次のとおり提出しなければならぬ。なお、開札後、予定価格の範囲内の応札者に限り、提案書説明会を開催し、評価を行う。

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月24日(月) 午後3時

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県庁地下1階出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者(以下「本人」という。)又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書及び提案書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、開札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書及び提案書を封印をして、3(1)イの場所を宛先とした配達証明付きの郵便(封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書等在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)アの日時を記載したものに限る。)をもって令和5年4月24日(月)の午後0時まで(に到着するよう郵送等により提出すること。

(3) 入札方法

入札金額は、賃貸借料の総額とする。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 提案書説明会

ア 開催日

令和5年4月27日(木)

イ 場所

岡山市中区古京町一丁目7-36
岡山県分庁舎5階506会議室

ウ 説明時間等

提案書の説明の時間は、内容説明30分及び質疑応答20分の計50分とする。開始時刻等の詳細については、入札終了後に予定価格の範囲内の価格をもって応札した者に対して通知する。

6 落札者決定基準

(1) 入札価格に応じて、次のとおり価格評価点を与える。(配点400点)

価格評価点=400×(1- (入札金額×1.10) / 入札予定価格)

(2) 提出された提案書の内容に応じて、次の評価項目により機能評価点を与える。(配

点200点)

評価項目	主な評価内容	配点
基本方針	スケジュール 納品物 提案書にない提案	25
更新業務	現行システムの課題 機能要件等 移行要件	85
運用保守業務	本県と本業務受託者の役割 運用業務要件 保守業務要件	45
その他	機密保護 業務実施体制及び業務実績	45

(3) 落札者の決定方法

入札書に記載された入札価格が予定価格以下である者のうち、(1)の入札価格並びに(2)の評価項目により、価格評価点及び機能評価点の合計得点の最も高い入札者を落札者とする。なお、価格評価点及び機能評価点の合計得点が高い者が2者以上あるときは、価格評価点の高い者を優先する。

7 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

- (5) 契約書の作成の要否

- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured :
Construction, operation, and maintenance of an integrated authentication and update management system in 2023
- (2) Contract period :
From 1st October, 2023 through 30th September, 2028

令和5年4月11日 岡山県公報 第12488号

- (3) Fulfillment place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
3 : 00 P.M. 24th April, 2023
- (5) Contact point for notice :
Digital promotion division, Department of General Affairs, Okayama
Prefectural Government,
2 - 4 - 6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL : (086) 226-7266

令和5年4月11日 岡山県公報 第12488号

〔一七七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン井原

所在地 井原市下出部町二丁目一番一三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前） 午前九時から午後九時

（変更後） 午前八時から午後九時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前八時四十五分から午後九時半

（変更後） 午前七時半から午後九時半

4 変更年月日

令和五年四月一日

二 届出年月日

令和五年三月三十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年四月十一日から同年八月十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び井原市建設経済部商工課

令和5年4月11日 岡山県公報 第12488号

〔二七八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の就職の届出があった。

令和五年四月十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

大原台地土地改良区

二 就職清算人

就職清算人氏名

住 所

野々上 力

美作市川上二七八

〔一七九〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和五年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
岡山市南区西七区二二四番一		田	八、七二三

二 申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が死亡しており、耕作の事業に従事する者が不在となっている。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	補償金の支払の方法
令和五年六月一日	権利の始期から令和十五年五月三十一日まで	円 一七四、四六〇	農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に供託する。

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年四月二十五日（火）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

(3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

(4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

(5) 意見の趣旨及びその理由

(6) その他参考となるべき事項

令和5年4月11日 岡山県公報 第12488号

〔一八〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作市檜原上地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年二月十七日から同年七月三十一日まで	測量期間

令和5年4月11日 岡山県公報 第12488号

〔一八一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、早島町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

都窪郡早島町前潟 地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年三月三十一日	終了年月日

〔一八二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

瀬戸内市邑久町本庄字福谷三三一五、三三一六、三三一七、字小山三三六二―二、三三七四、三三七五、字今明三三六三―一、三三六七―二、三三六九―一、三三七〇―一、三三七〇―三、三三七一、三三七二、三三七三、三四〇五―二、字小山三三七五地先道、字今明三三六七―二地先から字小山三三六二―二地先まで水、字福谷三三一六地先から字小山三三六二―二地先まで水

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区白石東新町九―一〇〇
株式会社ファーストクリエイト

代表取締役 山本 康一

三 許可年月日及び許可番号

令和五年三月二十三日岡山県指令建指第五二七号

令和5年4月11日 岡山県公報 第12488号

〔一八三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年四月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久代字山脇五〇三二―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市神田三丁目一五―二八エトワール三棟一〇七号室

津田 彰人

津田 みわこ

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十月四日岡山県指令建指第二五八号

〔一八四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年四月十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字見延七八五―五、七八五―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡一四五四―一アージュK二〇二

田中 大輝

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月七日岡山県指令建指第三五一号

〔一八五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年四月十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後九二一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原八四三―一アヴニール・アンジュII二〇二

岡田 翔吾

三 許可年月日及び許可番号

令和五年一月六日岡山県指令建指第四〇九号

令和5年4月11日 岡山県公報 第12488号

〔一八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年四月十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字西鴻崎四四八―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区当新田四八二―二当新田宿舎C棟二〇一号室

藤原 郁巳

三 許可年月日及び許可番号

令和五年一月二十三日岡山県指令建指第四二一号

〔一八七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年四月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

瀬戸内市邑久町本庄字福谷三三一五、三三一六、三三一七、字小山三三六二―二、三三七四、三三七五、字今明三三六三―一、三三六七―二、三三六九―一、三三七〇―一、三三七〇―三、三三七一、三三七二、三三七三、三四〇五―二、字小山三三七五地先道、字今明三三六七―二地先から字小山三三六二―二地先まで水、字福谷三三一六地先から字小山三三六二―二地先まで水

二 公共施設の種類

水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区白石東新町九―一〇〇
株式会社ファーストクリエイト

代表取締役 山本 康一

五 許可年月日及び許可番号

令和五年三月二十三日岡山県指令建指第五二七号

◎岡山県公安委員会規則第九号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年四月十一日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十八号の表千屋駐在所の項中「千屋実一四三三の四」を「千屋実二二七九番地八」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。